

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 62 「税効果会計に適用される税率が変更された時の取扱い」

### に係る修正案

平成 26 年 5 月 29 日、企業会計基準委員会（ASBJ）では、第 4 回税効果会計専門委員会における、現状の会計基準等の見直しに関する検討状況について審議がなされました。

税効果会計専門委員会は、税効果会計に関する実務指針の開発を行うことを目的として設置され、現行の実務指針に関する課題の検討を進めています。

今回は、課題が指摘された論点のうち、修正案が出された「税効果会計に適用される税率が変更された時の取扱い」についてご説明します。

当論点は、税率が変更される場合にどの時点から改正後の税率を使用して税効果会計を適用するかという論点であり、どの時点で改正税法が有効となるかという観点で、国際会計基準（IFRS）等と比較の上、検討がなされています。

#### 1. 現行の会計基準等での取扱い(日本基準と IFRS)

繰延税金資産又は繰延税金負債の金額は、回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算されます（税効果会計基準 第二 二 2）。

ここで、日本の現行の会計基準では、税効果会計に適用する税率は、期末日現在で「公布」されている税法規定に基づいて算定した税率によることとされています（個別税効果実務指針 18 項）。

他方、IFRS では、「実質的に制定されている」税率・税法によることとされています。なお、この「実質的に制定されている」とは一般的には法律制定過程においてさらなる修正の可能性がなくなった時点と解されています。

このように、日本の現行の会計基準では「公布」された時点で、IFRS では「実質的に制定」された時点で、税法が改正されたものとして取り扱っています。

## 2. 今回の ASBJ の修正案

では、専門委員会において、どのような修正案が出ているのでしょうか。

有力な案として、以下の2つがあります。現行の取扱いを見直し、IFRS 同様、改正税法が決算日までに「公布」されていなくても、税法が改正されたものとして取り扱うこととしています。

(A)案：「実質的に税法の改正が有効になったと判断される時点」で税法が改正されたものとして取り扱う

(B)案：「法律の成立時点」で税法が改正されたものとして取り扱う

修正案の主な理由としては、以下のものがあります。

- ・国際会計基準（IFRS）とのコンバージェンスが図られる。
- ・既に国会で決議されており、その改正内容が国民の広く知るところとなっている場合など、実質的に改正されることが明らかな場合は、改正後の税率を適用した方がより実態を表す。

ただし、(A)案の場合、「実質的に有効」になったと判断される時点が明示されないことから、実務上の影響として、各企業がその時点を状況に応じて実質的に判断することが求められることになるため、財務諸表の企業間の比較可能性が損なわれる恐れがあります。その観点では(B)案が望ましいと考えられます。

なお、税効果会計で重要な論点である「繰延税金資産の回収可能性」の論点については、現行の規定の見直し・撤廃を視野に入れて今後検討される予定です。具体的には、例示区分、将来の合理的な見積可能期間など、現行の監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」全般に関わる論点について検討される予定であり、今後の動向が注目されます。

税効果会計基準：税効果会計に係る会計基準

個別税効果実務指針：個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針

GYOSEI & CO.

(2014/6/23 号より)

ワンポイント会計基準